

ページ	改 正	現 行
表紙	鉄計積第110208001号 平成23年2月8日 改正 平成26.10.7 鉄計積第141007001号 改正 平成28.2.26 鉄計積第160224003号 改正 令和 2.8.28 技積第200827001号 改正 令和 5.10. 6 建企積第 231006001号 改正 令和 5.12.20 建企積第 231220001号 <u>改正 令和 8. 9.17 設積第 260917002号</u> 工事一時中止に係るガイドライン <u>令和8年9月</u> 鉄道・運輸機構	鉄計積第110208001号 平成23年2月8日 改正 平成26.10.7 鉄計積第141007001号 改正 平成28.2.26 鉄計積第160224003号 改正 令和 2.8.28 技積第200827001号 改正 令和 5.10. 6 建企積第 231006001号 改正 令和 5.12.20 建企積第 231220001号 工事一時中止に係るガイドライン <u>令和2年8月（令和5年10月訂正）</u> 鉄道・運輸機構

ページ	改 正	現 行
目次	目 次	目 次
	1. ガイドライン策定の背景 1	1. ガイドライン策定の背景 1
	2. 工事の一時中止に係る基本フロー 2	2. 工事の一時中止に係る基本フロー 2
	3. 発注者の中止指示義務 3	3. 発注者の中止指示義務 3
	4. 工事を中止すべき場合 4	4. 工事を中止すべき場合 4
	5. 中止の指示・通知 5	5. 中止の指示・通知 5
	6. 基本計画書の作成 6	6. 基本計画書の作成 6
	7. 工期短縮計画書の作成 7	7. 工期短縮計画書の作成 7
	8. 請負代金額又は工期の変更 8	8. 請負代金額又は工期の変更 8
	9. 増加費用の考え方 9	9. 増加費用の考え方 9
	（1）本工事施工中に工期延長等をした場合 9	（1）本工事施工中に工期延長等をした場合 9
	（2）工期短縮を行った場合 10	（2）工期短縮を行った場合 10
	（3）工期延長等に伴う増加費用の算定 10	（3）工期延長等に伴う増加費用の算定 10
	（4）増加費用の積算 11	（4）増加費用の積算 11
	（5）契約後準備工着手前に工期延長等をした場合 15	（5）契約後準備工着手前に工期延長等をした場合 15
	（6）準備工期間に工期延長等をした場合 16	（6）準備工期間に工期延長等をした場合 16
	10. 増加費用の取り扱い 17	10. 増加費用の取り扱い 17
	（1）工事一時中止の区分 17	（1）工事一時中止の区分 17
	（2） <u>一部</u> 中止と <u>一部一時</u> 中止の積算内容の違い 18	（2） <u>全体</u> 中止と <u>部分</u> 中止の積算内容の違い 18
	（3）増加費用の事務処理上の取扱い 19	（3）増加費用の事務処理上の取扱い 19
	11. 関連事項 17	11. 関連事項 17
	（1）工事一時中止に係るガイドラインの契約図書への位置づけ 17	（1）工事一時中止に係るガイドラインの契約図書への位置づけ 17
	（2）設計変更協議打合せ簿の作成、運用の徹底 18	（2）設計変更協議打合せ簿の作成、運用の徹底 18
	[参考資料] 20	[参考資料] 20
	（1）工事の一時中止に係る手続 20	（1）工事の一時中止に係る手続 20
	（2）工事の一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合） 21	（2）工事の一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合） 21
	（3）基本計画書の作成例 22	（3）基本計画書の作成例 22
	（4）工事請負代金変更請求の作成例 23	（4）工事請負代金変更請求の作成例 23
	（5）工事請負代金の構成 27	（5）工事請負代金の構成 27
	[関連資料] <u>29</u>	[関連資料] <u>28</u>
	○工事請負契約書（抜粋） 29	○工事請負契約書（抜粋） 29
	○増加費用等の積算方法について（通知） 34	○増加費用等の積算方法について（通知） 34
	<u>○事務連絡「工事一時中止に係るガイドライン」増し分費用の取扱いについて 45</u>	

ページ	改 正	現 行
P9	9. 増加費用の考え方 （以降、土木工事に適用。機械、建築、電気的各工事については各積算標準・積算要領による） （１）本工事*施工中に工期延長等した場合 1) 増加費用の範囲 【R02.8.26 技積第 200824001 号「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について（通知）」記 5】 ・増加費用等の適用は、受注者の責めに帰することができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長（天候要因等によるものに限る）や一時中止（以下「工期延長等」という）に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。 ・増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。 工事現場の維持に要する費用 ◇工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は従業員（専門職種）を保持するために必要とされる費用等。 工事体制の縮小に要する費用 ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等 工事の再開準備に要する費用 ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の転入に要する費用等 一時中止に伴う本支店の増加費用 ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用（<u>間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</u>） 工期延長等となる場合の費用 ◇工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等 工期短縮を行った場合の費用 ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等 ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする	9. 増加費用の考え方 （以降、土木工事に適用。機械、建築、電気的各工事については各積算標準・積算要領による） （１）本工事*施工中に工期延長等した場合 1) 増加費用の範囲 【R02.8.26 技積第 200824001 号「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について（通知）」記 5】 ・増加費用等の適用は、受注者の責めに帰することができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長（天候要因等によるものに限る）や一時中止（以下「工期延長等」という）に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。 ・増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。 工事現場の維持に要する費用 ◇工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は従業員（専門職種）を保持するために必要とされる費用等。 工事体制の縮小に要する費用 ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等 工事の再開準備に要する費用 ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の転入に要する費用等 一時中止に伴う本支店の増加費用 ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用（<u> 一般管理費として率で計上 </u>） 工期延長等となる場合の費用 ◇工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等 工期短縮を行った場合の費用 ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等 ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

ページ	改 正	現 行
P13	標準積算による増加費用の算定 ◇工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） $G = d \cdot g \times J + \alpha$ G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） d・g：工期延長等に伴い増加する現場経費率（単位 % 小数第 4 位四捨五入 3 位止め） J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） 工期延長等に伴い増加する現場経費率（d・g） $d \cdot g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$ N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A・B・a・b：<u>別表-1 で定める工種区分毎の係数</u> ※ 詳細は 10. 増加費用の取り扱いを参照	標準積算による増加費用の算定 ◇工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） $G = d \cdot g \times J + \alpha$ G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） d・g：工期延長等に伴い増加する現場経費率（単位 % 小数第 4 位四捨五入 3 位止め） J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） 工期延長等に伴い増加する現場経費率（d・g） $d \cdot g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$ N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A・B・a・b：<u>各工種毎に決まる係数（別表－1）</u>

ページ

改正

P17

10. 増加費用の取り扱い
（１）工事一時中止の区分
 工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（**一時中止**）、②工事の一部を中止する場合（**一部一時中止**）があり、契約上の取扱いや、増加費用の計上方法が異なる。

	①　一時中止 （工事全体の中止）	②　一部一時中止 （主たる工種の中止）
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 （中止の通知の際に図面に中止箇所を図示）
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している 期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期 （契約書第52条）	中止期間が6ヶ月を超えるとき	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解消されないとき
工期変更	原則として、中止期間分 <u>(N)</u> を 工期延期する_____。	一部一時中止に伴う影響期間 <u>(N')</u> について工期延期する。
増加費用の 算定方法	<u>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定（標準積算の場合）</u> $G = dg \times J + \alpha$ G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て） dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率（単位 % 小数第4位四捨五入3位止め） J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000 円未満切り捨て） α ：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） 工期延長等に伴い増加する現場経費率（dg） $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \}$ + (N × R × 100) / J N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日） <u>※N・N' の適用を参照</u> R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A・B・a・b： <u>別表-1で定める工種区分毎の係数</u> _____ ・率計上項目以外は積上げ積算する。（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） <u>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</u> <u>工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合は積上げ積算</u>	
<u>N・N' の概要</u>	Nは一時中止日数	<u>N'</u> は一部 一時 中止に伴う工期延期期間 <u>※上式NはN'に読み替える</u>

※【関連資料】事務連絡「工事一時中止に係るガイドライン」増し分費用の取扱いについて、を参照

現行

10. 増加費用の取り扱い
（１）工事一時中止の区分
 工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（**一時中止**）、②工事の一部を中止する場合（**一部一時中止**）があり、契約上の取扱いや、増加費用の計上方法が異なる。

	①　一時中止 （工事全体の中止）	②　一部一時中止 （主たる工種の中止）
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 （中止の通知の際に図面に中止箇所を図示）
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している 期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期 （契約書第52条）	中止期間が6ヶ月を超えるとき	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解消されないとき
工期変更	原則として、中止期間分_____を 工期延期する <u>ことが考えられる</u> 。	一部一時中止に伴う影響期間 _____ について工期延期する。
増加費用の 算定方法	<u>工期延長等期間が3ヶ月以内の場合は標準積算による</u> $G = dg \times J + \alpha$ G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て） dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率（単位 % 小数第4位四捨五入3位止め） J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000 円未満切り捨て） α ：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） 工期延長等に伴い増加する現場経費率（dg） $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \}$ + (N × R × 100) / J N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日） _____ R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A・B・a・b： <u>各工種毎に決まる係数</u> _____ <u>工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合は積上げ積算</u>	
_____	Nは一時中止日数	<u>N</u> は一部____中止に伴う工期延期期間 _____

ページ

<

ページ

P20

改

正

〔参考資料〕

（１）工事の一時中止に係る手続

工事の一時中止を必要とする場合の中止通知書、再開通知書作成例

年 月 日

（受注者） 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 ○○新幹線建設局長

（公印省略）

中止通知書

契約番号

件 名

上記件名は、下記のとおり一時中止するので契約書第20（21）条【契約書第19条】第1（2）項に基づき通知します。

記

1. 中止範囲 別添資料のとおり。／全部

2. 中止期間 年 月 日から再開を指示する日まで

（ 年 月 日の予定）

3. 管理体制等の基本的事項

中止期間中における工事現場の維持管理を別紙により行うこと

4. 基本計画書の提出

中止期間中の維持管理に関する基本計画書を提出し、監督員の承諾を得ること。

5. 中止に係る概算費用

<中止期間が3ヶ月未満の場合>「参考値」 円

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

<中止期間が3ヶ月を超える場合>

監督員が承諾した基本計画に基づき、実費精算を行う。

（作成上の注意）

1 令和2年4月1日以後に契約した工事の場合は、「契約書第20（21）条【契約書第19条】」を「契約書第20条」に書き換えること。

別紙1

一時中止期間中における工事現場の維持管理等の基本事項

（記載例）

1. 職員及び労働者の体制は、維持管理に必要最小限とすること。

2. 中止する工事範囲の巡回及び点検を行うこと。

3. 中止する範囲の構造物及び搬入資機材について、保安及び養生を行うこと。

4. 建設機械器具等は維持管理に必要最小限の配備とすること。

5. 不要となった機械器具、労働者又は現場常駐の従業員の配置転換を検討すること。

6. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関して検討すること。

7. 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

2 令和2年3月31日以前に契約した工事の場合は、「契約書第20（21）条【契約書第19条】」を「契約書第21条」に書き換えること。

3 役務の場合は【 】内に書き換えること。

4 一時中止を必要とする理由によって適用条文の第1項又は第2項を適宜書き換えること。

年 月 日

（受注者） 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 ○○新幹線建設局長

（公印省略）

再開通知書

契約番号

件 名

上記件名は、下記のとおり再開するので通知します。

記

1. 再開日 年 月 日

2. 再開範囲 別紙のとおり／全部

3. その他

※「その他」には、再開に伴う注意事項、指示事項を記入すること。

現

行

〔参考資料〕

（１）工事の一時中止に係る手続

工事の一時中止を必要とする場合の中止通知書 作成例

年 月 日

（受注者） 殿

契約担当役

中 止 通 知 書

契約番号 道建工・役○第△号

件 名

年 月 日付けをもって請負契約を締結した上記 工事 は、

下記のとおり一時中止するので通知する。

なお、上記について異存がないときは本書全文記載の請書を提出されたい。

記

1. 一時中止を必要とする理由

2. 中止数量 中止数量調書

3. 一時中止する工事範囲 線路位置平面図 葉

4. 中止予定期間 年 月 日から 年 月 日

5. 管理体制等の基本的事項

中止期間中における工事現場の維持管理を別紙により行うこと

6. 基本計画書の提出

中止期間中の維持管理に関する基本計画書を提出し承諾を得ること。

7. 中止に係る概算費用

<中止期間が3ヶ月未満の場合>「参考値」 円

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

<中止期間が3ヶ月を超える場合>

監督員が承諾した基本計画に基づき、実費精算を行う。

様式第37号

中止数量調書

契約番号 ○建工・役口第△号 / 件 名

工事区分・工種・種別	規格	単位	契約数量	中止数量	残数量	摘要

（注）役務の場合にあつては、「工事区分」を「区分」と読み替える。また、建築、機械、電気関係の工事又は役務の場合にあつては、「工事区分・工種・種別・細別」欄を「種目・科目・中科目・細目」と、「規格」欄を「適用」とそれぞれ読み替える。

様式第37号の2

年 月 日

（監督員） 殿

局 長

（公印・契印省略）

中 止 通 知 書

契約番号 道建工・役○第△号

件 名

上記 工事 役務 は、別添図書のとおり一時中止するので通知する。

（添付図書） 1. 決議書（写） 1部

2. 線路位置平面図 葉

3. そ の 他

別 紙

一時中止期間中における工事現場の維持、

管理等の基本的事項

1. （維持管理等について、詳細に記述する。）

ページ

</

ページ

改正

P25

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、現場代理人を中止期間中常駐とし、監理技術者の専任を解除。
(別途、変更基本計画書を提出)

月別給与手当・退職金・法定福利費細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給 与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当 小計	退 職 金 小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872	65,000
○月	369,900	0	102,825	472,725	65,000
○月	369,900	23,725	102,825	496,450	65,000
○月	369,900	5,932	102,825	478,657	65,000
○月 (9 日分)	109,103	753	38,717	148,573	65,000
合 計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277	325,000
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809	65,000

	健康保険	厚生年金	厚生年金基金	雇用保険	法定福利費 小計	合 計
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	720,972
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	610,825
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	634,550
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	616,757
○月 (9 日分)	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	286,673
合 計	118,000	142,000	233,467	27,500	365,500	2,869,777
対象期間平均	23,600	28,400	78,000	5,500	73,100	644,909

③給与明細等の資料 (各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	※区分			(受給者番号)				氏名		(フリガナ)		(役職名)								
	住所																			
種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額													
	内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円							
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等							
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無							
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額													円	国民年金保険料等の金額		円	配偶者の合計所得		千	円
居住開始年月日																	個人年金保険料の金額		千	円
																	旧長期損害保険料の金額		千	円
未成年者	乙欄	本人が障害者	妻 婦	寡 夫	勤 労 学 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職		受給者生年月日									
	特別	その他	一般	特別					就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
支払者	住所(居所)又は所在地																			
	氏名又は名称												(電話)							

現 行

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、現場代理人を中止期間中常駐とし、監理技術者の専任を解除。
(別途、変更基本計画書を提出)

月別給与手当・退職金・法定福利費細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給 与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当 小計	退 職 金 小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872	65,000
○月	369,900	0	102,825	472,725	65,000
○月	369,900	23,725	102,825	496,450	65,000
○月	369,900	5,932	102,825	478,657	65,000
○月 (9 日分)	109,103	753	38,717	148,573	65,000
合 計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277	325,000
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809	65,000

	健康保険	厚生年金	厚生年金基金	雇用保険	法定福利費 小計	合 計
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	720,972
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	610,825
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	634,550
○月	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	616,757
○月 (9 日分)	23,600	28,400	15,600	5,500	73,100	286,673
合 計	118,000	142,000	233,467	27,500	365,500	2,869,777
対象期間平均	23,600	28,400	78,000	5,500	73,100	644,909

③給与明細等の資料 (各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	※区分			(受給者番号)				氏名		(フリガナ)		(役職名)								
	住所																			
種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額													
	内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円							
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等							
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無							
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額													円	国民年金保険料等の金額		円	配偶者の合計所得		千	円
居住開始年月日																	個人年金保険料の金額		千	円
																	旧長期損害保険料の金額		千	円
未成年者	乙欄	本人が障害者	妻 婦	寡 夫	勤 労 学 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職		受給者生年月日									
	特別	その他	一般	特別					就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
支払者	住所(居所)又は所在地																			
	氏名又は名称												(電話)							

※給与明細等の資料は給与明細書、源泉徴収票等を原則とし、共同企業体の協定給与は認めない。

ページ	改正	現 行
P27	（５）工事請負代金の構成 増加費用の構成 ・工期延長等の期間中の現場維持に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。 ・<u>工期延長等に伴う現場維持費</u>には、<u>請負代金比率（落札率）</u>を考慮しないものとする。 ・増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。 (増加費用の積算例) The flowchart for the revised cost breakdown starts with '請負工事費' (Contracted Work Cost) at 103,636,800. It branches into '工事価格' (Work Price) at 95,960,000 and '消費税等相当額' (Consumption Tax Equivalent Amount) at 7,676,800. '工事価格' further branches into '工事原価' (Work Original Price) at 83,735,000 and '一般管理費等' (General Management Fees, etc.) at 12,225,000. '工事原価' branches into '直接工事費' (Direct Work Cost) at 60,260,000 and '間接工事費' (Indirect Work Cost) at 23,475,000. '直接工事費' leads to '純工事費' (Pure Work Cost) at 66,436,000. '間接工事費' branches into '共通仮設費' (Common Temporary Facilities) at 6,176,000, '現場管理費' (Site Management Fees) at 17,299,000, and a box for '工期延長等期間中の現場維持等の費用' (Site maintenance fees during extension periods) plus '工期短縮により増加する費用' (Fees increased by shortening the schedule), totaling 3,456,000.	（５）工事請負代金の構成 増加費用の構成 ・工期延長等の期間中の現場維持に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。 ・<u>積上げ計上費用</u>には、<u>落札率</u>を考慮しないものとする。 ・増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。 (増加費用の積算例) The flowchart for the current cost breakdown follows the same structure as the revised one. '請負工事費' (Contracted Work Cost) is 103,636,800, branching into '工事価格' (Work Price) at 95,960,000 and '消費税等相当額' (Consumption Tax Equivalent Amount) at 7,676,800. '工事価格' branches into '工事原価' (Work Original Price) at 83,735,000 and '一般管理費等' (General Management Fees, etc.) at 12,225,000. '工事原価' branches into '直接工事費' (Direct Work Cost) at 60,260,000 and '間接工事費' (Indirect Work Cost) at 23,475,000. '直接工事費' leads to '純工事費' (Pure Work Cost) at 66,436,000. '間接工事費' branches into '共通仮設費' (Common Temporary Facilities) at 6,176,000, '現場管理費' (Site Management Fees) at 17,299,000, and a box for '工期延長等期間中の現場維持等の費用' (Site maintenance fees during extension periods) plus '工期短縮により増加する費用' (Fees increased by shortening the schedule), totaling 3,456,000.

ページ

P28

改正

積算書

工事名	〇〇〇〇橋りょう工事							
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁下部		式	1		60,260,000			
			1		60,260,000	0	0	
橋台工		式	1		300,540			
			1		300,540	0	0	
作業土工		式	1		200,720			
			1		200,720	0	0	
床掘り（土砂）		式	1,300	154.4	200,720			
			1,300	154.4	200,720	0	0	
直接工事費		式	1		60,260,000			
			1		60,260,000	0	0	
共通仮設費		式	1		6,176,000			
					6,176,000	0	0	
共通仮設費（率計上）		式	1		6,176,000			
					6,176,000	0	0	
純工事費		式	1		66,436,000			
					66,436,000	0	0	
現場管理費		式	1		17,299,000			
					17,299,000	0	0	
工期延長等に伴う増加費用		式	1		0			
					3,456,000	1	3,456,000	
工事原価		式	1		83,735,000			
					87,191,000	1	3,456,000	
一般管理費等		式	1		12,225,000			
					12,669,000	1	444,000	
工事価格		式	1		95,960,000			
					99,860,000	1	3,900,000	
消費税相当額		式	1		9,596,000			※10%
					9,986,000	1	390,000	
工事費計		式	1		105,556,000			
					109,846,000	1	4,290,000	

(削る。)

現行

積算書

工事名	〇〇〇〇橋りょう工事							
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁下部		式	1		60,260,000			
			1		60,260,000	0	0	
橋台工		式	1		300,540			
			1		300,540	0	0	
作業土工		式	1		200,720			
			1		200,720	0	0	
床掘り（土砂）		式	1,300	154.4	200,720			
			1,300	154.4	200,720	0	0	
直接工事費		式	1		60,260,000			
			1		60,260,000	0	0	
共通仮設費		式	1		6,176,000			
					6,176,000	0	0	
共通仮設費（率計上）		式	1		6,176,000			
					6,176,000	0	0	
純工事費		式	1		66,436,000			
					66,436,000	0	0	
現場管理費		式	1		17,299,000			
					17,299,000	0	0	
工期延長等に伴う増加費用		式	1		0			
					3,456,000	1	3,456,000	
工事原価		式	1		83,735,000			
					87,191,000	1	3,456,000	
一般管理費等		式	1		12,225,000			
					12,669,000	1	444,000	
工事価格		式	1		95,960,000			
					99,860,000	1	3,900,000	
消費税相当額		式	1		7,676,800			※8%
					7,988,800	1	312,000	
工事費計		式	1		103,636,800			
					107,848,800	1	4,212,000	

変更増減額 前請負代金額：92,566,800 機構積算額：103,636,800

工事価格＝95,960,000×92,566,800／103,636,800＋（99,860,000－95,960,000）
＝89,610,000 落札率

変更増減額＝89,610,000－92,566,800×100/108
＝3,900,000

変更請負額＝89,610,000×108/100
＝96,778,800

増減請負額＝96,778,800－92,566,800
＝4,212,000

ページ	改 正	現 行
P45	事 務 連 絡 平成29年6月22日 各 地 方 機 関 技術管理課長 殿 東京支社(長野) 技 術 課 長 殿 青森工事事務所 計 画 課 長 殿 富山工事事務所 計 画 課 長 殿 技術企画部積算課 加瀬総括課長補佐 「工事一時中止に係るガイドライン」増し分費用の取扱いについて 標題のことについて、従前より「工事一時中止に係るガイドライン」（平成28年2月26日付け鉄計積第 160224003 号通知）にて通知しているところであるが、一部一時中止の増し分費用の取扱いについては、別紙－1を参考とされたい。また、関係箇所に周知されたい。	(新設)

ページ	改 正	現 行
P46	別 紙－1 1.主たる工種を一部一時中止とした場合の例 The diagram illustrates the calculation of increased costs when a main work type is partially suspended. It shows a timeline with three main periods: '当初工期' (Original Period), '変更工期' (Changed Period), and '工期延期期間' (Period of Extension). The '当初工期' is divided into '工事一部一時中止' (Partial suspension of work) and '工事再開' (Work restart). The '変更工期' is the period during which the work is suspended. The '工期延期期間' is the total period of extension, which includes the suspension period and the time taken to complete the work after the restart. Key elements of the diagram: 工事一部一時中止 (Partial suspension of work): The period during which the work is suspended. It is labeled as N (日) (days). 工事再開 (Work restart): The period after the suspension during which the work resumes. 増し分費用 (Increased cost): The additional costs incurred during the suspension period. It is labeled as N' (日) (days). 増し分費用の対象期間 (Period of increased cost): The period during which the increased costs are calculated. It is labeled as N' (日) (days). 増し分費用の対象期間 (Period of increased cost): The period during which the increased costs are calculated. It is labeled as N' (日) (days). 増し分費用の対象期間 (Period of increased cost): The period during which the increased costs are calculated. It is labeled as N' (日) (days). Calculation of increased costs: - 増し分費用(すべて積上げ積算) 1.(社員等給与、現場事務所費用等) 費用の対象期間は「一部一時中止に伴う工期延期期間のN'」とする。 ※N'は対象期間であり、すべての期間を計上するものではない。 2.(材料の保管費用、仮設建機材の損料等) 費用の対象期間は「一部一時中止期間のN」とする。 ※増し分費用の算定は、基本計画書に従って実施した結果、必要とされた費用の明細書に基づき発注者・受注者が協議して行う。	(新設)